

聴覚障害者の情報保障の課題

中橋道紀

参政権の行使を保障するために

日本国憲法の第15条にはすべての国民に参政権を有するとされています。私たち国民が自分たちの意思で選んだ候補者を議会に送ることが重要です。

私たちはどの候補者が自分たちの代表としてふさわしいかを政見放送を聞き、選挙公報などを読んで判断し投票します。その一連の行為こそ政治参加といえます。しかし、聴覚障害者の場合、情報取得の前に大きな壁が立ちはだかります。それは情報・コミュニケーションが保障されないという壁（バリア）です。聴覚障害者が参政権において必要とするコミュニケーション手段による情報保障がなされることこそ、聴覚障害者の切実な願いであります。

すべての政見放送に手話通訳を

テレビ政見放送が始まる以前、19

67年1月の中野区立大和小学校で衆議院議員選挙の立会演説会に、日本で初めて手話通訳が付きました。日本国

憲法が公布されて以来、候補者の政見には手話通訳が付かず、選挙公報を頼りにしていただけにこれは画期的な出来事でした。しかしその後、1983年に公職選挙法の改正により立会演説会は廃止され、テレビ政見放送となつても手話通訳の付かない状況が続きました。全日本ろうあ連盟が総力を上げて取り組む中で、ようやく1995年に参議院比例代表選挙政見放送に手話通訳が導入されたのです。

その後、福田内閣の増田総務大臣は、2008年7月1日の記者会見で「政見放送に手話通訳を付することができること、その理由としてはも拡大する」と、その理由としては「これまで高い技能を有した手話通訳士をどのように確保するかというの

が課題であったが、プロック単位で手話通訳士を確保できる日途が立つたと

いうこと、もう少し手話通訳士の養成が進むと参議院選挙区選挙、知事選挙も可能になりそこも拡大に向かうこと

になる」と発表しました。

手話通訳士の全国的な増加により、プロックレベルから都道府県レベルに政見放送の手話通訳導入の拡大を認められた発言でした。そして、2011年より知事選挙の政見放送へ手話通訳導入が始まり、現在に至っています。参議院選挙区への導入が実現すれば、すべての政見放送に手話通訳が付与されます。

しかし、法制度の抱えている問題点を次のように指摘したいと思います。一つ目は日本国憲法に基づき國が聴覚障害有権者への政見放送提供の役割を果たしておらず、「法の下の平等」が守られていない点です。

公職選挙法第150条（政見放送）では「公益のため、その政見を無料で放送する」と定めていますが、政見放送および経歴放送実施規定（総務省告示第545号）においては、政党から手話通訳をして政見を録画するよう申し込みがあったときは「手話通訳を付して録画すると規定し、政党の任意に委ねています。

これでは、聴覚障害有権者が候補者の政見を知る権利を国は政党に委ねており、国は政見放送提供の役割を放棄したことになります。

これでは、聴覚障害有権者が候補者の政見を知る権利を国は政党に委ねており、国は政見放送提供の役割を放棄したことになります。

「公益のため」の国の事業が憲法14条で定められた「法の下の平等」を守らず、「公益」の中に聴覚障害者は含まれないとする「障害に基づく差別」であり、「障害を理由とする区別、排除または制限」をしており、障害者権利条約にも違反する規定になつています。国はすべての政見放送に国の責任で手話通訳を付けるべきです。

二つ目は、室内および街頭演説会にて手話通訳を行う手話通訳士は選挙運動員とみられ、本来あるべき姿「公正・中立」が損なわれている点です。

同法第136条の2（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）との関連で、公正・中立である手話通訳士が前記の「選挙運動員」とみなされることにより、政見放送では公務員の手話通訳士は政見放送を担うことはできません。手話通訳士には自治体や福祉・医療などで働く公務員も多く、「選挙運動員」の位置付けは手話通訳士の政見放送への参加を阻み、結果として、手話通訳付き政見放送の完全実施を逕まだ現れていません。

同法第136条の2（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）との関連で、公正・中立である手話通訳士が前記の「選挙運動員」とみなされることにより、政見放送では公務員の手話通訳士は政見放送を担うことはできません。手話通訳士には自治体や福祉・医療などで働く公務員も多く、「選挙運動員」の位置付けは手話通訳士の政見放送への参加を阻み、結果として、手話通訳付き政見放送の完全実施を逎まだ現れていません。

正な立場であることを求めて、全日本手話通訳士協会による三団体政見放送検討委員会を結成し、総務省との交渉を続けています。

政見放送を担う手話通訳士についても、「選挙運動員」の位置付けは改正されるとともに、この研修は日本手話通訳士協会が独自に研修会を開催し研修され正な立場であることを求めて、全日本手話通訳士協会を結成し、総務省との交渉を続けています。

ノーマライゼーション 7月号 2013年 28

聴覚障害者が立候補し選挙活動が行えるよう、聴覚障害者の被選挙権の保障は極めて重要です。

さて、これまで聴覚障害者の候補者はいたでしょうか。過去に公職選挙法のため、選挙公約を国民に伝える権利が奪われたろうの候補者がいました。

1986年7月に起きた『無言の政見放送』問題、40代以上の方ならご存知の方も多いかと思います。参議院東京選挙区で民主党から立候補したるう者の渡辺完一さん（当時45歳）がラジオ放送で政見放送を行いました。彼は声を出して話すことができないので手話を話しました。声は出していますが、言葉にはなっていません。このようない状態で4分15秒話したわけです。

伝える権利が奪われるだけでなく、有権者の知る権利も奪つたことになります。「政見放送は候補者の政見をそのまま放送しなければならない」といつた当時の公職選挙法の不備が世の中に露呈し、大きな問題になりました。この放送がきっかけで、自治省（現総務省）に政見放送研究会が発足されることとなりました。この研究会は、

翌年1987年に中間報告を出し「発声ができない候補者は事前に原稿を提出すれば放送側が読み上げ録音したものを使用できる」と改正されました。発声ができない候補者は放送局のアナウンサーが代読する形になりました。しかし、残念ながら改正されてからこれまでの間、聴覚障害者の立候補者はまだ現れていません。

ネット選挙への対応

今回の公職選挙法改正により、ネット選挙が解禁されることになりました。パソコンを持つ若い者なら歓迎、パソコンを持たない中高年は歓迎しないところではさまざまな見解があふれかえっています。ネット選挙に対する三団体政見放送検討委員会の見解はこれからですが、候補者のホームページにて低費用で手軽に宣伝できるようになったことはいえ、候補者がアクセス者に訴えかける動画に手話通訳および字幕を付ける規定があるわけではありません。

私たちは、公費でネット選挙に手話通訳および字幕を導入するルール作りが必要であると考えます。

（なかはしみちのり 全日本ろうあ連盟理事、情報・コミュニケーション委員会委員長）
・西瀧憲彦「すべての政見放送に手話通訳を」ノーマライゼーション 障害者
の福祉、2009年1月号